

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年1月25日(2023.1.25)

【公開番号】特開2022-31528(P2022-31528A)

【公開日】令和4年2月18日(2022.2.18)

【年通号数】公開公報(特許)2022-030

【出願番号】特願2021-213396(P2021-213396)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 Z

【手続補正書】

【提出日】令和5年1月17日(2023.1.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動条件の成立によって取得された判定情報に基づいて、特別遊技を行うか否かの判定を実行可能な判定手段と、

前記判定が未実行である前記判定情報を保留記憶として記憶する記憶手段と、

前記判定の結果に応じた演出を行う演出制御手段と、

発光可能な第1発光部を有する遊技枠と、

発光可能な第2発光部を有し動作可能な可動役物と、を備えた遊技機であって、

遊技機の電源断状態からの復帰には、

前記記憶手段に記憶されている情報の初期化を伴わない第1復帰と、前記初期化を伴う第2復帰とがあり、

前記演出制御手段は、

前記第2復帰が行われる場合、

前記第1発光部および前記第2発光部を、前記第1復帰が行われる場合とは異なる特別発光態様により発光させ、

前記第1発光部の発光態様を特別発光態様から通常発光態様に変える場合に、前記第2発光部の発光態様も特別発光態様から通常発光態様に変えることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

40

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

上記の目的を達成する本発明は、次のような遊技機として実現される。この遊技機(例えば、パチンコ遊技機100)は、始動条件の成立によって取得された判定情報に基づいて、特別遊技を行うか否かの判定を実行可能な判定手段(例えば、特別図柄判定部234)と、前記判定が未実行である前記判定情報を保留記憶として記憶する記憶手段(例えば、RAM203)と、前記判定の結果に応じた演出を行う演出制御手段(例えば、演出制御部300)と、発光可能な第1発光部(例えば、枠ランプ157)を有する遊技枠(例

50

えは、枠部材 150) と、発光可能な第2発光部を有し動作可能な可動役物(例えば、可動役物 115)と、を備えた遊技機であって、遊技機の電源断状態からの復帰には、前記記憶手段に記憶されている情報の初期化を伴わない第1復帰(例えば、図 59-2(5)に示す非初期化復帰)と、前記初期化を伴う第2復帰(例えば、図 60-2(5)に示す初期化復帰)とがあり、前記演出制御手段は、前記第2復帰が行われる場合、前記第1発光部および前記第2発光部を、前記第1復帰(例えば、図 59-2(5)に示す非初期化復帰)が行われる場合とは異なる特別発光態様(例えば、図 60-2(5)の発光態様)により発光させ、前記第1発光部の発光態様を特別発光態様(例えば、図 60-2(5)に示す赤色)から通常発光態様(例えば、図 60-2(8)に示す白色)に変える場合に、前記第2発光部の発光態様も特別発光態様(例えば、図 60-2(5)に示す赤色)から通常発光態様(例えば、図 60-2(8)に示す白色)に変えることを特徴とする遊技機である。

10

20

30

40

50